第129回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2025年６月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

会場

東京都品川区上大崎二丁目10番43号
ホーチキ株式会社　本社　本館５階会議室

決議事項

第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第７号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第８号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

ホーチキ株式会社
証券コード　6745

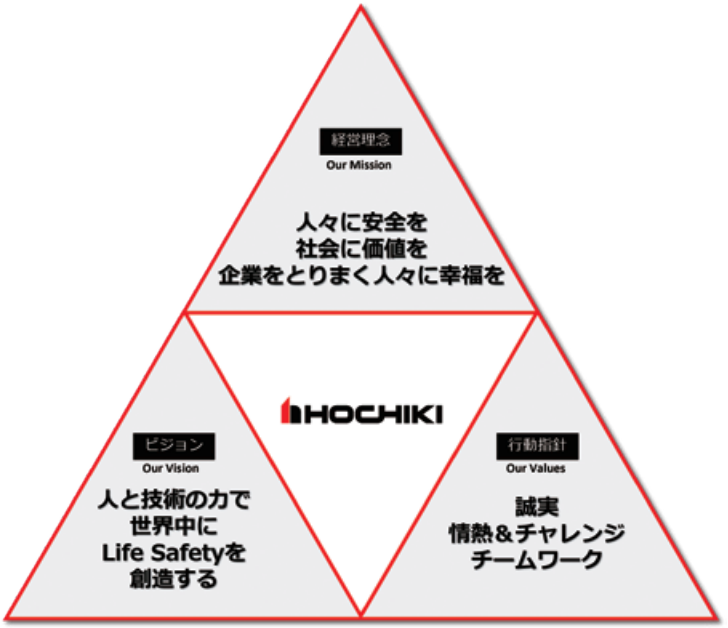

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第129回定時株主総会を６月26日（木曜日）に開催いたしますので、「招集ご通知」をご送付申しあげます。

株主総会の議案及び事業の概況等につき、ご説明申しあげますので、「招集ご通知」をご覧いただき議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげます。

2025年６月

目次

第129回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 3
株主総会参考書類…… 6
事業報告…… 31
連結計算書類…… 45
計算書類…… 48
監査報告…… 51
サステナビリティ…… 56
商品説明会のご案内…… 61

代表取締役社長執行役員　細井　元

株主各位

証券コード　6745
発送日　2025年６月５日
電子提供措置の開始日　2025年６月３日

東京都品川区上大崎二丁目10番43号
ホーチキ株式会社
代表取締役社長執行役員　細井　元

第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年６月25日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年６月25日（水曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日時		2025年６月26日（木曜日）午前10時
場所		東京都品川区上大崎二丁目10番43号　ホーチキ株式会社　本社　本館５階会議室
会議の目的事項	報告事項	１．第129期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第129期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	**第１号議案**　剰余金処分の件 **第２号議案**　定款一部変更の件 **第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件 **第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件 **第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 **第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 **第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額決定の件 **第８号議案**　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

◎本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.hochiki.co.jp/ir/stock/soukai/

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（ホーチキ）または証券コード（6745）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況　・会社の支配に関する基本方針
・連結計算書類の連結注記表　・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。
「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年６月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年６月25日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月25日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

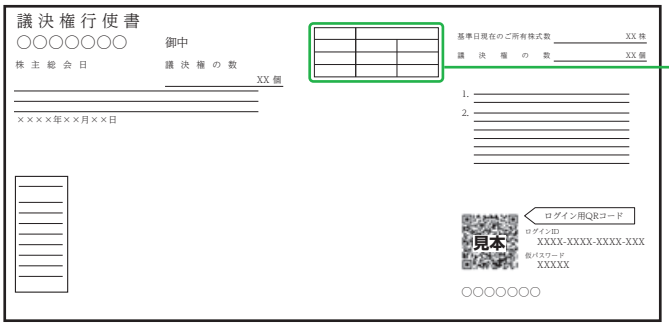

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印

第３、４号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

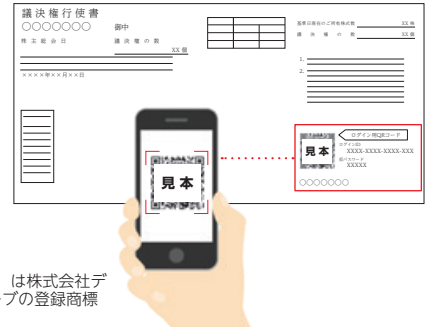

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク　0120-173-027（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問受付のご案内

株主総会の議案や当社経営に関するご質問を、「事前質問受付サイト」にて受け付けいたします。
つきましては、以下の記載内容をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申しあげます。

受付期間　2025年６月５日（木曜日）9:00 ～ 2025年６月23日（月曜日）17:30

入力方法　パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URLまたはQRコードを使い、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

URL　**https://links-v.pdcp.jp/6745/2025/hochiki/**

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

STEP 1　ログインID及びパスワードを入力し、「ログイン」のボタンを押してください。

- ログインID：議決権行使書用紙に記載のある**株主番号（８桁）**を半角数字で入力
- パスワード：株主様のご登録住所の**郵便番号（７桁）**をハイフン抜き、半角数字で入力

STEP 2　ログイン後「事前質問」より、カテゴリを選択し、200文字以内でご入力の上、「送信」のボタンを押してください。

- 株主様ご本人以外は、ご利用いただくことはできません。
- ご意見・ご質問は１回の受付で１問とさせていただきます。
- 内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご意見・ご質問を承りますが、回答をお約束するものではございません。
- お預かりした個人情報はお問い合わせの管理のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
- お預かりした個人情報について、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

本株主総会当日の報告事項等の動画は、７月上旬以降、以下の当社ウェブサイトからご視聴いただけますので、ご活用ください。

当社株主総会関連情報ページ　**https://www.hochiki.co.jp/ir/stock/soukai/**

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、安定した株主配当の維持を原則としたうえで、財務状況や利益水準を総合的に勘案することを基本方針としております。

配当金については、中長期視点での持続的な成長に必要な投資を実行したうえで、配当性向やDOE（株主資本配当率）等の指標も勘案しながら、累進的配当方針の維持に努めます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、将来の事業展開などを総合的に勘案し、１株当たり51円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり　　金51円

配当総額　　1,279,109,784円

なお、中間配当金として１株当たり金29円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり金80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年６月27日

第２号議案から第８号議案までに共通するご参考事項

当社グループは経営理念である「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を具現化し、企業価値向上と持続可能な社会に一層の貢献を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めていくことを、経営上の重要な課題の一つとして位置づけています。

当社はこれまで、執行役員制度の導入、指名報酬委員会や経営委員会等の設置など執行と監督の分離を進め、業務執行機能及び監督機能の強化、経営の透明性確保を図り、コーポレート・ガバナンス体制の強化を推進してまいりました。今般、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに経営の意思決定の迅速化を可能にすることを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、第２号議案から第８号議案までの各議案をお諮りするものであります。詳細につきましては以下をご参考ください。

「監査等委員会設置会社」の特徴

- 「監査等委員会設置会社」では、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となります。取締役会の議題を絞り込むことにより、重要案件に関する審議の充実を図ることができます。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有することとなります。また、監査等委員である取締役から構成される「監査等委員会」は、その過半数が社外取締役であります。
- 第２号議案以降の各議案をご承認いただきますと、２名の社外取締役を含む「監査等委員会」が、監査機能を担いつつ、取締役の選解任や報酬にも関与することとなり、一層の監督機能の強化が見込まれます。また、取締役会構成員（全11名）中、過半数の６名が議決権を有する社外取締役となり、ガバナンス機能の強化につながります。

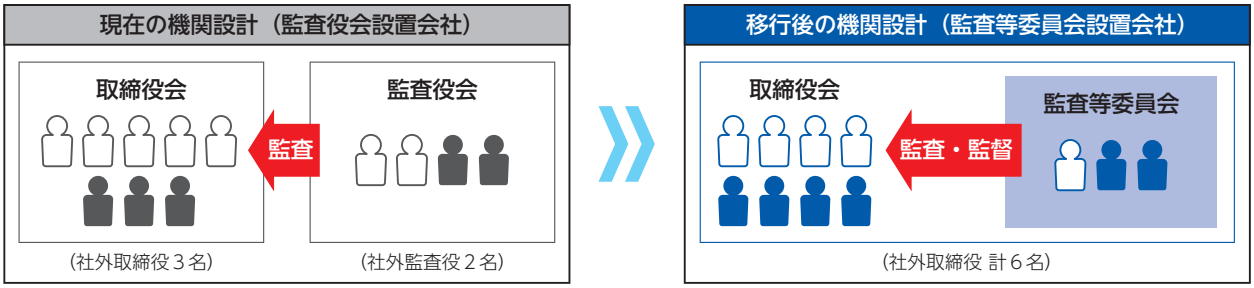

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

(1) 当社は、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに経営の意思決定の迅速化を可能にすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、現行定款第23条所定の取締役会の招集権者及び議長の変更を行うものであります。

(3) 単元未満株式買増制度導入に伴い、会社法第194条第１項の規定に基づき定款第８条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに合わせて現行定款第７条の規定の表現を一部変更するものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う修正等所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総　　則	第1章　総　　則
第1条～第4条　<条文省略>	第1条～第4条　<現行どおり>
第2章　株　　式	第2章　株　　式
第5条～第6条　<条文省略>	第5条～第6条　<現行どおり>
（単元未満株主の権利制限） 第7条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株主の権利制限） 第7条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

現　行　定　款	変　更　案
<新設>	4. 次条に定める請求をする権利
<新設>	(単元未満株式の買増し) 第8条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第8条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) 第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則) 第9条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。
第３章　株 主 総 会	第３章　株 主 総 会
第10条～第16条　<条文省略>	第11条～第17条　<現行どおり>
第４章　取締役、執行役員および取締役会	第４章　取締役、執行役員および取締役会
第17条　<条文省略>	第18条　<現行どおり>
(取締役の員数) 第18条　当会社の取締役は、20名以内とする。	(取締役の員数) 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。
<新設>	②　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
(取締役の選任) 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(取締役の選任) 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞	(取締役の任期) 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ③　任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。 ④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。
(代表取締役および会長) 第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役１名または複数名を選定し、また必要に応じ、取締役の中から会長１名を選定することができる。	(代表取締役および会長) 第22条　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役１名または複数名を選定し、また必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から会長１名を選定することができる。
(執行役員) 第22条　取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。	(執行役員) 第23条　取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

現　行　定　款	変　更　案
②　取締役会は、その決議によって、社長執行役員１名を選定し、また必要に応じ、会長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。	②　取締役会は、その決議によって、社長執行役員１名を選定し、また必要に応じ、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。
③　社長執行役員は、当会社を代表する。	③　社長執行役員は、当会社を代表する。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の１週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の１週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の方法) 第25条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第26条　取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第27条　取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
＜新設＞	(業務執行の決定の取締役への委任) 第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
(取締役会の議事録) 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役の報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第29条　＜条文省略＞	第31条　＜現行どおり＞
第５章　監査役および監査役会	＜削除＞
(監査役および監査役会の設置) 第30条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	＜削除＞
(監査役の員数) 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
(監査役の選任) 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
(監査役の任期) 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 　ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。	＜削除＞
(常勤の監査役) 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
(監査役会の招集通知) 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の１週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	＜削除＞
(監査役会の決議の方法) 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
(監査役会の議事録) 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	＜削除＞
(監査役の報酬等) 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
(監査役との責任限定契約) 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の定めにより、監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	＜削除＞
＜新設＞	第５章　監 査 等 委 員 会
＜新設＞	(監査等委員会の設置) 第32条　当会社は、監査等委員会を置く。
＜新設＞	(常勤の監査等委員) 第33条　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新設＞	(監査等委員会の招集通知) 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の１週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
＜新設＞	(監査等委員会の決議の方法) 第35条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
＜新設＞	(監査等委員会の議事録) 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第６章　会 計 監 査 人 第40条～第42条　＜条文省略＞	第６章　会 計 監 査 人 第37条～第39条　＜現行どおり＞
(会計監査人の報酬等) 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　　算 第44条～第47条　＜条文省略＞	第７章　計　　算 第41条～第44条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（８名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の承認を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	性別	氏名	当社における地位及び担当	備考
1	男性	細井　元（ほそい　はじめ）	取締役社長執行役員	再任
2	男性	小林　靖治（こばやし　やすはる）	取締役専務執行役員　経営管理本部長	再任
3	男性	米澤　道裕（よねざわ　みちひろ）	取締役常務執行役員　技術生産本部長	再任
4	男性	甲斐　正浩（かい　まさひろ）	取締役常務執行役員　営業本部長	再任
5	女性	中野　秀代（なかの　ひでよ）	社外取締役	再任　社外　独立
6	男性	松永　祐明（まつなが　まさあき）	社外取締役	再任　社外　独立
7	男性	野地　彦旬（のじ　ひこみつ）	社外取締役	再任　社外　独立
8	女性	佐久間美奈子（さくまみなこ）		新任　社外　独立

1 細井 元（ほそい はじめ）

1964年12月31日生

所有する当社株式の数：
40,870株
（業績連動型株式報酬制度による交付予定株数29,659株を含む）

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

1989年２月	当社入社
2013年６月	当社取締役　経営企画室長
2018年４月	当社取締役　営業本部長
2018年６月	当社常務取締役　営業本部長
2019年４月	当社常務取締役　営業本部長兼メンテナンス事業担当 兼エンジニアリンググループ担当
2019年６月	当社取締役常務執行役員　営業本部長兼メンテナンス事業担当 兼エンジニアリンググループ担当
2020年４月	当社取締役専務執行役員　海外本部長
2023年６月	当社代表取締役　社長執行役員兼海外本部長
2024年４月	当社代表取締役　社長執行役員（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての経験と幅広い見識を有し、当社経営陣の代表としてリーダーシップを発揮し、当社の様々な部門に精通するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

2 小林靖治（こばやしやすはる）

1962年１月19日生

所有する当社株式の数：
28,136株
（業績連動型株式報酬制度による交付予定株数18,544株を含む）

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

2011年６月	三菱UFJ信託銀行株式会社　執行役員　京都支店長
2013年６月	三菱UFJトラストビジネス株式会社　代表取締役副社長
2014年６月	当社取締役　営業本部副本部長兼営業推進グループ担当
2019年６月	当社取締役上席執行役員　営業本部副本部長兼営業推進グループ担当
2021年４月	当社取締役常務執行役員　営業本部副本部長兼営業推進グループ担当
2021年６月	当社常務執行役員　営業本部副本部長兼営業推進グループ担当
2023年６月	当社取締役常務執行役員　営業本部副本部長兼営業推進グループ担当
2024年４月	当社取締役専務執行役員　経営管理本部長
2024年６月	当社代表取締役専務執行役員　経営管理本部長（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての経験と幅広い見識を有し、主に営業及び経営管理分野においてリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

3 よねざわみちひろ 米澤道裕

1960年10月25日生

所有する当社株式の数：
21,033株
(業績連動型株式報酬制度による交付予定株数17,220株を含む)

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

1984年４月	当社入社
2015年４月	当社執行役員　品質統轄室長
2016年４月	当社執行役員　技術生産本部長
2016年６月	当社取締役　技術生産本部長
2019年６月	当社取締役上席執行役員　技術生産本部長
2021年４月	当社取締役常務執行役員　技術生産本部長
2021年６月	当社常務執行役員　技術生産本部長
2024年６月	当社取締役常務執行役員　技術生産本部長（現任）

■取締役候補者とした理由

営業、研究開発・生産及び品質保証分野で豊富な経験を有し、主に研究開発・生産及び品質保証分野でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

4 かいまさひろ 甲斐正浩

1964年３月５日生

所有する当社株式の数：
11,806株
(業績連動型株式報酬制度による交付予定株数9,322株を含む)

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

1986年４月	当社入社
2011年４月	当社総合営業第二部長
2017年４月	当社営業統轄部長
2020年４月	当社執行役員　営業本部副本部長兼営業統轄部長
2024年４月	当社常務執行役員　営業本部長
2024年６月	当社取締役常務執行役員　営業本部長（現任）

■取締役候補者とした理由

営業分野での豊富な経験を有し、主に国内事業の営業開発分野及び営業統轄においてリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

5 なかの ひでよ 中野秀代

1959年９月13日生

所有する当社株式の数：
一株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 再任 社外 独立

1991年11月	シティトラスト信託銀行株式会社　ヴァイスプレジデント
1993年10月	同社シニアポートフォリオマネージャー兼個人運用部ヘッド
2000年１月	ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社　取締役運用部長
2004年３月	株式会社トリアス　代表取締役社長（現任）
2020年３月	株式会社アウトソーシング　社外取締役
2021年６月	当社社外取締役（現任）
2022年６月	第一工業製薬株式会社　社外取締役（現任）
2023年６月	日進工具株式会社　社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

IR・PRコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、海外ビジネスにも精通しており、その専門的見地から、当社経営に資する発言を適宜取締役会において行っていただいております。引き続きその助言と監督の役割を期待し、社外取締役候補者としております。

6 まつながまさあき 松永祐明

1960年８月７日生

所有する当社株式の数：
842株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 再任 社外 独立

2013年６月	トーア再保険株式会社　取締役
2016年６月	同社常務取締役
2020年６月	同社取締役社長（現任）
2022年６月	当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての経験と幅広い見識を有し、その専門的見地から当社経営に資する発言を適宜取締役会において行っていただいております。引き続きその助言と監督の役割を期待し、社外取締役候補者としております。

7 のじ ひこみつ 野地彦旬

1958年10月30日生

所有する当社株式の数：
166株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 再任 社外 独立

2009年６月	横浜ゴム株式会社　取締役常務執行役員
2011年６月	同社代表取締役社長
2017年３月	同社取締役副会長　兼ALIANCE TIRE GROUP　代表取締役会長
2021年４月	同社相談役
2024年４月	同社名誉顧問（現任）
2024年６月	当社社外取締役（現任）
	リコーリース株式会社　社外取締役（現任）
	河西工業株式会社　社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、研究開発・生産分野にも精通しており、その専門的見地から当社経営に資する発言を適宜取締役会において行っていただいております。引き続きその助言と監督の役割を期待し、社外取締役候補者としております。

8 さくま みなこ 佐久間 美奈子

1968年８月23日生

所有する当社株式の数：
―株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 新任 社外 独立

2017年４月	三井住友海上火災保険株式会社　人事部部長（能力開発担当）兼 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社　人事・総務部
2019年４月	同社企業品質管理部長
2021年４月	同社執行役員　企業品質管理部長
2022年４月	同社執行役員　コンタクトセンター企画部長 三井ダイレクト損害保険株式会社　取締役（非常勤）
2024年４月	三井住友海上火災保険株式会社　常務執行役員（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における長年の経験と幅広い見識に加え、サステナビリティ・DE&I分野にも精通しており、それらを生かして客観的・中立的な立場から当社の経営監督機能の強化への貢献や経験に基づく有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．中野秀代氏、松永祐明氏、野地彦旬氏及び佐久間美奈子氏には、他の取締役から独立した客観的視点で、経営者としての経験及び知見に基づく専門的見地からの有効な助言等を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏は、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。
なお、中野秀代氏は、2021年６月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。松永祐明氏は、2022年６月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。野地彦旬氏は、2024年６月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
３．当社は、東京証券取引所に対して、中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏を独立役員として届出を行っております。また、佐久間美奈子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．当社は、中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏との間で、会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏の再任が承認された場合は、当社は３氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、佐久間美奈子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、各候補者が取締役に就任した場合には、各取締役は当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．各候補者が所有する当社株式の数には、2018年度に導入いたしました業績連動型株式報酬制度に基づき、退任時に交付される予定の株式の数を含めて表示しております。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の40％に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却されたうえで、その売却代金が各候補者に交付される予定です。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意及び、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の承認を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	性別	氏名	当社における地位及び担当	備考
1	男性	平井 裕次（ひらい ゆうじ）	監査役	新任
2	男性	中村 匡秀（なかむら まさひで）	社外監査役	新任　社外　独立
3	男性	中村 健一（なかむら けんいち）	社外監査役	新任　社外　独立

1 ひらい　ゆうじ 平井裕次

1953年10月５日生

所有する当社株式の数：
26,900株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況　新任

1974年４月	当社入社
2008年４月	当社執行役員　営業本部副本部長
2009年６月	当社取締役　営業本部副本部長
2013年６月	当社常務取締役　営業本部長
2018年４月	当社常務取締役　営業本部担当
2018年６月	当社監査役（現任）

■監査等委員である取締役候補者とした理由

主に国内事業分野での豊富な経験を有し、常勤監査役として当社経営に資する実効的な監査を適切に遂行しており、当社の監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有しております。

2 なかむらまさひで 中村匡秀

1963年８月27日生

所有する当社株式の数：
4,041株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況　新任　社外　独立

2006年10月	三菱UFJ信託銀行　審査部　統括マネージャー
2012年５月	同社　大阪支店長
2013年７月	同社　長野支店長
2015年４月	同社　新宿支店長
2017年６月	同社　執行役員　梅田支店長
2018年４月	同社　執行役員　梅田支店長兼大阪支店長
2019年４月	エム・ユー・トラスト・アップルプランニング株式会社　顧問
2019年６月	当社社外監査役（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接企業経営に関与した経験はありませんが、金融機関における長年の経験と豊富な知識を有しており、常勤監査役として当社経営に資する実効的な監査を行っております。その監査と監督の役割を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

3 なかむらけんいち 中村健一

1975年７月９日生

所有する当社株式の数：
831株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

新任 社外 独立

2002年10月	中央青山監査法人入所
2007年８月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2009年７月	中村健一公認会計士事務所 （現中村健一公認会計士・税理士事務所）代表（現任）
2013年５月	株式会社ティムス　社外監査役（現任）
2016年５月	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　監督役員（現任）
2024年６月	当社社外監査役（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を生かして、当社経営に資する実効的な監査を行っております。その監査と監督の役割を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．中村匡秀氏及び中村健一氏の両氏は社外取締役候補者であります。
３．中村匡秀氏及び中村健一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．当社は、平井裕次氏、中村匡秀氏及び中村健一氏との間で、会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員である取締役が法定の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意及び、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の承認を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、安田恵氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やすだ　めぐみ
安田　恵

1973年１月21日生

所有する当社株式の数：
―株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況　社外　独立

1999年10月	中央監査法人入所
2004年４月	公認会計士登録
2006年９月	あらた監査法人（現PwCJapan有限責任監査法人）入所
2008年７月	清泉監査法人入所
2016年７月	安田恵公認会計士事務所　所長（現任）
2021年６月	綜研化学株式会社　社外監査役（現任）
2023年４月	昭和女子大学　グローバルビジネス学部　会計ファイナンス学科 客員准教授（現任）
2023年９月	株式会社物語コーポレーション　社外監査役（現任）
2024年６月	エイベックス株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年４月	明治学院大学　経済学部経営学科　非常勤講師（現任）

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として、企業会計に精通し、監査業務についての十分な知見を有しており、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）１．安田恵氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．安田恵氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．当社は、安田恵氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。
４．当社は、保険会社との間で当社の監査等委員である取締役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約の締結を予定しており、保険料は全額当社が負担する予定としております。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、監査等委員である取締役は当該保険契約の被保険者に含められることになります。
５．安田恵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

（ご参考）第３、４号議案が原案どおり承認された場合のスキルマトリクス

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

候補者番号	性別	氏名	区分	企業経営 ESG	営業 マーケティング	組織 人材 戦略	グローバル	技術 イノベーション	リスク管理 コンプライアンス	財務 会計
1	男性	細井　元　※	社内	○	○	○	○		○	
2	男性	小林　靖治※	社内	○	○	○			○	○
3	男性	米澤　道裕	社内		○		○	○		
4	男性	甲斐　正浩	社内		○			○		
5	女性	中野　秀代※	社外	○	○		○		○	○
6	男性	松永　祐明※	社外	○	○	○	○		○	○
7	男性	野地　彦旬※	社外	○	○	○	○	○	○	
8	女性	佐久間美奈子※	社外	○		○		○	○	

【監査等委員である取締役】

候補者番号	性別	氏名	区分	企業経営 ESG	営業 マーケティング	組織 人材 戦略	グローバル	技術 イノベーション	リスク管理 コンプライアンス	財務 会計
1	男性	平井　裕次	社内		○			○	○	
2	男性	中村　匡秀	社外			○		○	○	○
3	男性	中村　健一	社外	○					○	○

※は指名報酬委員であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年６月27日開催の第122回定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額560百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告（本招集ご通知40頁から41頁）に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）についても概ね同内容の方針とする予定であります。本議案に係る報酬額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、また、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会から適切である旨の答申を受けているため、相当であると判断しております。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役４名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額110百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で決定するものであり、また、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会から適切である旨の答申を受けているため、相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2018年６月27日開催の第122回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき導入しております。また、当社は、2021年６月25日開催の第125回定時株主総会において、本制度の一部改定を株主の皆様にご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合に、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、本制度の対象者を取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下本議案において「対象取締役」といいます。）に変更し、対象取締役に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定して本制度を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様に、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。本制度は、対象取締役に対し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、相当であると考えております。また、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、当該決定方針につき、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行うことを予定しており、本議案の内容は、当該方針に照らし、必要かつ合理的な内容となっております。

なお、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

２．本制度における報酬の額及び内容等

（１）本制度の内容

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です（詳細は下記（２）以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除きます。）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・３事業年度を対象として拠出する金員の上限は、合計310百万円
本信託から対象取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	・３事業年度を対象として対象取締役に付与されるポイント（株式数）の総数の上限は195,000ポイント（株）であり、１事業年度あたりの平均である65,000ポイント（株）の発行済株式の総数（2025年３月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.3% ・当社株式は、当社（自己株式処分）又は株式市場から取得予定

③業績達成条件の内容	・業績連動ポイントは、対象期間中の各事業年度における業績目標の達成度等に応じて０～200%の範囲で変動 ・業績目標等の達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益、連結営業利益率及びROE等

④対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期	・退任後

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（2025年３月末日で終了する事業年度から2027年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の３事業年度とします。以下「対象期間」といいます。）を対象とし、対象期間ごとに合計310百万円を上限とする金員を、対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定（本（２）第二段落の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。当社は、信託期間中、対象取締役に対するポイント（下記（３）のとおり。）を付与し、本信託は、対象取締役が受益者要件を充足した場合に当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の対象期間の終了後において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を３年間延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を新たな対象期間とします。当社は、新たな対象期間ごとに、合計310百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、310百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だ

けに限らず、その後も同様に本信託の信託期間を再延長することがあります。
本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行わず、かつ、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、それ以降、対象取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該対象取締役が退任し、当該対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了したとき、または信託期間の満了時から10年の何れか先に到来するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に交付等が行われる当社株式等は、在任期間中に付与された下記の固定ポイントと業績連動ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に応じ、１ポイントにつき当社株式１株として決定します。なお、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数を調整します。

＜ポイント付与ルール＞

対象取締役には、毎年、役位等に応じて設定される株式報酬金額を、毎年３月における当社株式の終値の１ヵ月平均株価で除した数のうち、50%を固定ポイントとして、50%は対象期間中の各事業年度における業績目標の達成度等（※1）（※2）に応じた業績連動係数（０%～200%の範囲内で変動します。）を乗じ業績連動ポイントとして、それぞれ付与し累積加算します。

（※１）対象期間中の各事業年度における業績目標値は、連結売上高や連結営業利益、連結営業利益率及びROE等とします。
（※２）各事業年度の途中で退任する対象取締役については、直前の事業年度における目標達成度を基準に業績連動係数を決定します。

３事業年度を対象として対象取締役に付与するポイントの総数は、195,000ポイントを上限とします。このポイントの上限は、上記（２）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（4）対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役は、当該対象取締役の退任（死亡時を除きます。）後に、上記（３）に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、当該累積ポイント数の60%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、当該対象取締役が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数の全部について本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を行います。
なお、対象取締役が死亡した場合、その時点で算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役の相続人が受けるものとします。また、対象取締役が海外赴任となった場合、その時点で算定される累積ポイント数に応じた当社株式につ

いて、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役が受けるものとします。
　また、上記（2）第三段落記載の信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

（5）本信託内の当社株式に関する議決権行使

　本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（6）本信託内の当社株式の配当の取扱い

　本信託内の当社株式について支払われた配当は本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

（7）その他の本制度の内容

　本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以　上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりにより、緩やかな回復基調で推移したものの、ウクライナ・中東における地政学リスクや原材料・資源価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

防災・防犯業界におきましても、時間外労働の上限規制への対応や労務費の増加、原材料価格・物流費の上昇等、収益に影響を及ぼすリスクが顕在化しております。

このような状況のもと、当社グループは、新たな中長期経営計画「GLOBAL VISION 2030」をスタートし、全社を挙げて営業活動を推進してまいりました。国内においては、リニューアルや保守が順調に進捗したことに加え、製品及び工事費の価格改定も業績に寄与いたしました。また、海外においては、北米地域の販売が低調だったものの、為替の影響に加え、欧州及び東南アジア地域の伸長により、全体としては堅調に推移いたしました。その結果、受注高は100,572百万円（前連結会計年度比6.6％増）、売上高は100,900百万円（同7.9％増）と増加しました。利益においては、経営計画に基づく開発投資の実施や採用活動の強化、物価高を反映した労働条件の改善等により、販売費及び一般管理費が増加したものの、収益性の高いリニューアルや保守の売上増に加え、原価率を意識した受注活動を推進したことにより、営業利益は9,553百万円（同29.5％増）、経常利益は9,736百万円（同25.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,650百万円（同35.1％増）と、いずれも過去最高となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

当連結会計年度より、新たな中長期経営計画「GLOBAL VISION 2030」として、事業ポートフォリオの最適化による資本収益性向上を進めることに伴い、従来「防災事業」「情報通信事業等」としていた報告セグメントの区分を、「火災報知設備」「保守」「消火設備」「防犯設備」に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメント区分に基づき作成されたものを記載しております。

（火災報知設備）

国内リニューアルや海外ビジネスの伸長により、受注高は63,280百万円（前連結会計年度比11.4％増）、売上高は62,486百万円（同9.1％増）、セグメント利益（営業利益）は8,974百万円（同24.7％増）となりました。

（保守）

定期点検保有高を着実に増やす取組みや整備工事の受注活動を推進した結果、受注高は21,119百万円（同4.3％増）、売上高は21,085百万円（同5.6％増）、セグメント利益（営業利益）は5,044百万円（同14.3％増）となりました。

（消火設備）

施工負荷を考慮し、原価率を意識した営業活動を推進したことにより、受注高は10,115百万円（同8.9％減）、売上高は11,179百万円（同11.1％増）、セグメント利益（営業利益）は1,607百万円（同53.0％増）となりました。

（防犯設備）

施工負荷を考慮した営業活動の実施に加え、OEM供給品の販売数量の減少により、受注高は6,057百万円（同1.8％減）、売上高は6,149百万円（同0.3％減）となった一方、製品及び工事費の価格改定により、セグメント利益（営業利益）は634百万円（同69.2％増）となりました。

事業の種類別の受注高、売上高

(単位：百万円)

事業の種類別の名称	受注高			売上高		
	第128期	第129期	前連結会計年度比	第128期	第129期	前連結会計年度比
			%			%
火災報知設備	56,808	63,280	111.4	57,289	62,486	109.1
保守	20,249	21,119	104.3	19,968	21,085	105.6
消火設備	11,099	10,115	91.1	10,061	11,179	111.1
防犯設備	6,171	6,057	98.2	6,165	6,149	99.7
合計	94,327	100,572	106.6	93,485	100,900	107.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は2,385百万円であり、その主なものは、当社グループ全体の生産設備に810百万円、都内営業部門の移転に244百万円、当社グループを統括するITシステムに91百万円、開発研究所の研究開発設備に96百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、ウクライナ・中東における地政学リスクや原材料・資源価格の高騰、時間外労働の上限規制への対応、トランプ政権による他国への関税政策の影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、企業価値向上と持続可能な社会に一層の貢献を果たすべく、中長期経営計画「GLOBAL VISION2030」において、実現したい姿（Vision）として「人と技術の力で世界中にLife Safetyを創造する」を掲げ、「火災から人命・財産を守る」という中核を維持しつつ、世界中の人々に安心かつ快適な人生・生活を提供するという思いのもと、事業活動を通じた社会課題の解決を目指してまいります。

（経営目標）

将来に向けた事業投資を確実に実行し、収益性向上に関する構造改革を進めることにより、営業利益率の改善とROEの維持を目指します。

2025年度財務目標（連結）	売上高	1,009億円
	営業利益	100億円
	売上高営業利益率	9.9%
	自己資本利益率（ROE）	11.7%

（重点方針）

①事業ポートフォリオ最適化による資本収益性向上

事業構成や経営資源の配分を最適化する事業ポートフォリオをグループ経営の中核に据え、ROICによる評価結果に基づき、個々の事業価値を高め、各事業を連動させることで、事業全体の収益性向上を図ります。加えて、戦略的な投資判断を可能とする管理体制の整備を進め、将来に向けた成長投資へとつなげます。成長戦略としては、海外、リニューアル、保守を注力領域と位置づけ、「海外におけるシステム販売の拡張」「建物のライフサイクルに合わせたリニューアル需要への対応力強化」「顧客との関係基盤としての保守事業の拡大」に向けた重点施策を実行します。

②人的資本経営の推進

従業員一人ひとりが働きがいを持って成長できるよう、「誠実」「情熱＆チャレンジ」「チームワーク」から成る行動指針を軸に、多様な個性や能力を持つ世界中の従業員が活躍できる人事制度や人材育成体系へと進化させるための施策を展開します。

経営戦略と連動した人材ポートフォリオの構築に向けて、「働きがいと個の成長を醸成する人事制度の再構築」「従業員のキャリア形成と組織の競争力向上を支える教育機会の提供」「多様なチームワークを機能させる環境の整備」を進め、人的資本の価値の最大化を目指します。

③DXによるイノベーション創出

デジタル技術の有効活用を通じて、ビジネスプロセスの更なる効率化を進めることにより、既存事業を支えるあらゆる現場での生産性向上を図るとともに、従来の火災防災ソリューションの枠を超えたビジネス領域において、新たな価値の創出に挑みます。

当社グループは、「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」という経営理念のもと、グローバルに事業を展開しております。メーカーとして、将来に向けた基礎研究や要素技術開発を強化するなど、中長期の視点で「モノづくり力」を高めるとともに、高品質でコスト競争力のある製品を適切な納期で提供できるよう、グローバルでのサプライチェーンの体制整備を図っております。

さらに、サステナブルな社会の実現に向け、「グループESG基本方針」に従って、透明性の高いコーポレート・ガバナンスの充実や地球温暖化への対応を進めることにより、市場での存在感を高め、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区　　分	第126期 (2022年３月期)	第127期 (2023年３月期)	第128期 (2024年３月期)	第129期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
受注高	81,267	89,493	94,327	100,572
売上高	81,251	85,457	93,485	100,900
営業利益	5,479	5,590	7,375	9,553
経常利益	5,626	5,857	7,782	9,736
親会社株主に帰属する当期純利益	4,124	4,422	5,661	7,650
１株当たり当期純利益 (円)	164.70	176.65	228.23	307.85
総資産	73,912	77,816	85,233	89,655
純資産	42,854	46,340	52,911	59,321
１株当たり純資産 (円)	1,704.73	1,849.83	2,127.63	2,377.19

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式の総数により、それぞれ自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。なお、自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を含めています。

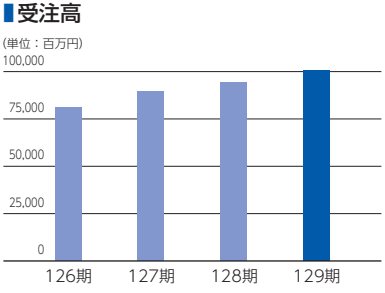

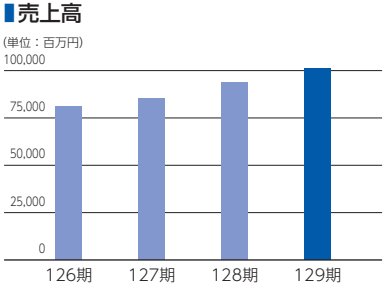

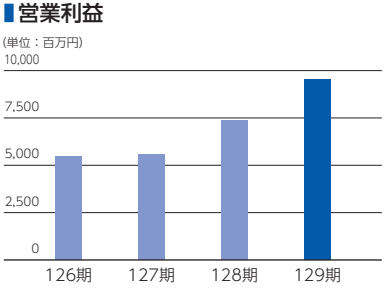

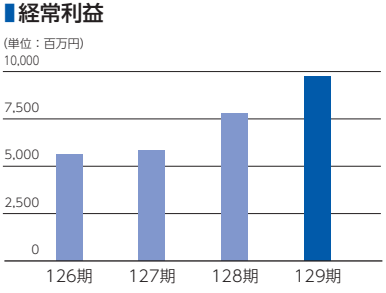

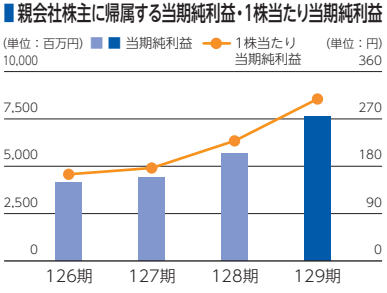

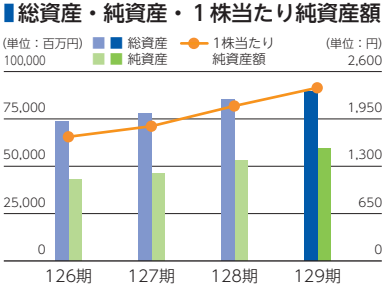

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社等の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
ホーチキ商事株式会社	10百万円	100.0 %	損害保険代理業
ホーチキ茨城電子株式会社	20百万円	100.0	火災報知機器・情報通信機器の製造、販売
関西ホーチキエンジニアリング株式会社	40百万円	62.5	防災設備等の販売、設計、施工
水戸ホーチキ株式会社	11百万円	100.0	防災設備等の販売、設計、施工
株式会社ディーディーエル	35百万円	100.0	ハードウェア・ソフトウェアの開発、ハードウェアの販売
ホーチキアメリカコーポレーション	3,500千米ドル	100.0	火災報知機器の製造、販売
ホーチキヨーロッパ（U.K.）リミテッド	2,500千英ポンド	100.0	火災報知機器の製造、販売
ホーチキオーストラリアPTYリミテッド	350千豪ドル	100.0	防災設備等の輸入販売
ホーチキサービスS.de R.L.de C.V.	3千ペソ	(96.6)	人材の派遣
ホーチキメキシコS.A.de C.V.	1,440千ペソ	(99.9)	火災報知機器の輸入販売
ケンテックエレクトロニクスリミテッド	18.6千英ポンド	100.0	火災受信盤・ガス消火制御盤等の開発、製造、販売
ホーチキミドルイーストFZE	1,200千ディルハム	(100.0)	火災報知機器の輸入販売
ホーチキアジアパシフィック PTE リミテッド	500千シンガポールドル	100.0	防災設備等の輸入販売
ホーチキイタリアSRL a s.u.	10.4千ユーロ	(100.0)	火災報知機器の輸入販売
ホーチキタイランドリミテッド	10,000千タイバーツ	(100.0)	火災報知機器の輸入販売

(注) 1．ホーチキサービスS.de R.L.de C.V.の議決権比率は、ホーチキアメリカコーポレーションが所有する株式の議決権比率です。
2．ホーチキメキシコS.A.de C.V.の議決権比率は、ホーチキアメリカコーポレーションが所有する株式の議決権比率です。
3．ホーチキミドルイーストFZEの議決権比率は、ホーチキヨーロッパ（U.K.)リミテッドが所有する株式の議決権比率です。
4．ホーチキイタリアSRL a s.u.の議決権比率は、ホーチキヨーロッパ（U.K.)リミテッドが所有する株式の議決権比率です。
5．ホーチキタイランドリミテッドの議決権比率は、ホーチキアジアパシフィック PTE リミテッドが所有する株式の議決権比率です。

③その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
火災報知設備	自動火災報知設備、非常警報整備、火災通報装置等の製造、販売及び施工
保守	防災設備に係る保守点検及び整備工事の実施
消火設備	スプリンクラー設備、放水銃システム、屋内・屋外消火栓設備等の製造、販売及び施工
防犯設備	入退室管理システム、鍵管理システム、電気錠制御システム等の製造、販売及び施工

(8) 主要な営業所及び工場（2025年３月31日現在）

①当　　社

区　分	名称・所在地
本　社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
支　店	東京（東京都品川区）、横浜、名古屋、関西（大阪府東大阪市）
支　社	北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、新潟、上信越（群馬県高崎市）、北関東（埼玉県さいたま市）、西関東（東京都八王子市）、千葉、静岡、豊田、京都、神戸、四国（香川県高松市）、中国（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）

区　分	名称・所在地
営業所	盛岡、福島、長野、宇都宮、丸の内（東京都千代田区）、川崎、富山、金沢、岡山、福山、松江、山口、北九州、熊本、鹿児島、宮崎、台湾
工　場	町田（東京都町田市）、宮城（宮城県角田市）、茨城（茨城県結城郡）
研究所	開発研究所（町田・宮城工場に併設）

(注) 2025年4月1日付で、以下の支店・支社及び営業所は、次のとおり名称を変更しております。

- 北海道支社から北海道支店へ
- 盛岡営業所から盛岡事務所へ
- 東北支社から東北支店へ
- 福島営業所から福島事務所へ
- 宇都宮営業所から宇都宮事務所へ
- 上信越支社から上信越支店へ
- 千葉支社から東関東支社へ
- 長野営業所から長野事務所へ
- 名古屋支店から中部支店へ
- 岡山営業所から岡山支社へ
- 中国支社から中国支店へ
- 徳島駐在事務所から徳島事務所へ
- 九州支社から九州支店へ
- 長崎駐在事務所から長崎事務所へ

②子会社等

名　　称	所　在　地
ホーチキ商事株式会社	東京都品川区
ホーチキ茨城電子株式会社	茨城県結城郡
関西ホーチキエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市
水戸ホーチキ株式会社	茨城県水戸市
株式会社ディーディーエル	北海道札幌市
ホーチキアメリカコーポレーション	米国カリフォルニア州
ホーチキヨーロッパ（U.K.）リミテッド	英国ケント州
ホーチキオーストラリアPTYリミテッド	豪州ニューサウスウェールズ州

名　　称	所　在　地
ホーチキサービスS.de R. L.de C.V.	メキシコモレロス州
ホーチキメキシコS.A.de C.V.	メキシコモレロス州
ケンテックエレクトロニクスリミテッド	英国ケント州
ホーチキミドルイーストFZE	ドバイ首長国シリコンオアシス
ホーチキアジアパシフィック PTE リミテッド	シンガポール共和国シンガポール市
ホーチキイタリアSRL a s.u.	伊国ベネト州
ホーチキタイランドリミテッド	タイ王国バンコク都

(9) 使用人の状況（2025年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業の種類別の名称	使用人数（名）
火災報知設備	1,610〔117〕
保守	387〔 33〕
消火設備	140〔 14〕
防犯設備	154〔 20〕
全社（共通）	92〔 75〕
合　　計	2,383〔259〕

（注）１．使用人数は就業人員であり、顧問、嘱託、臨時従業員数は〔　　〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,573〔245〕	40.3	13.0	7,306,592

（注）１．使用人数は就業人員であり、顧問、嘱託、臨時従業員数は〔　　〕内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

該当する事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　115,000,000株

(2) 発行済株式の総数　26,400,000株　(前期末比2,412,000株減)

2025年3月31日付で自己株式の消却を実施したため、発行済株式総数が減少しております。

(3) 株　主　数　8,537名　(前期末比1,137名増)

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
	千株	%
綜合警備保障株式会社	4,380	17.5
三和ホールディングス株式会社	2,274	9.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,225	8.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,978	7.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	868	3.5
ホーチキ従業員持株会	754	3.0
トーア再保険株式会社	650	2.6
MSIP CLIENT SECURITIES	600	2.4
重田　康光	589	2.4
セコム株式会社	420	1.7

(注) 1．当社は、自己株式を1,319,416株保有しておりますが、当該株式は議決権を有しないため、上記大株主から除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	交付した株式数	交付対象者数
取締役（出向者、社外取締役及び国内非居住者を除きます。）	39,900株	3名

(注) 上記とは別に、取締役を兼務しない執行役員１名に対して、業績連動型株式報酬制度に基づき9,000株を交付しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項（2025年３月31日現在）

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長執行役員	細　井　　元	
※取締役専務執行役員	小　林　靖　治	経営管理本部長
取締役常務執行役員	米　澤　道　裕	技術生産本部長
取締役常務執行役員	甲　斐　正　浩	営業本部長
取締役常務執行役員	吉　本　康　弘	営業副本部長兼全国保守営業支援担当
取　締　役	中　野　秀　代	株式会社トリアス　代表取締役社長 第一工業製薬株式会社　社外取締役 日進工具株式会社　社外取締役
取　締　役	松　永　祐　明	トーア再保険株式会社　取締役社長
取　締　役	野　地　彦　旬	横浜ゴム株式会社　名誉顧問 リコーリース株式会社　社外取締役 河西工業株式会社　社外取締役
監　査　役	平　井　裕　次	常勤
監　査　役	中　村　匡　秀	常勤
監　査　役	安　達　美奈子	新晃工業株式会社　社外取締役 三信電気株式会社　社外取締役
監　査　役	中　村　健　一	中村健一公認会計士・税理士事務所　代表 株式会社ティムス　社外監査役 CREロジスティクスファンド投資法人　監督役員

(注) 1．※は代表取締役であります。
2．取締役中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏は、社外取締役であります。
3．監査役中村匡秀氏及び中村健一氏は、社外監査役であります。
4．監査役中村匡秀氏は、金融機関において長年の経験があり、経営全般の監視に加え、リスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役中村健一氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に精通し、監査業務についての十分な知見を有しております。
6．取締役中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏、ならびに監査役中村匡秀氏及び中村健一氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届出を行っております。
7．2024年６月26日開催の第128回定時株主総会終結の時をもって、取締役山形明夫氏、伊谷一人氏及び天野潔氏ならびに監査役田中誠氏は退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、塡補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定しており、その概要は以下のとおりです。

項　目	内　　容
基本方針	当社の役員報酬制度は、経営理念を実現するために、以下を基本方針としています。 ①当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること ②役員にとって会社業績の目標達成を動機づける業績連動性の高い報酬制度であること ③株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること ④報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものであること
報酬水準の考え方	取締役の報酬水準については、外部の調査機関による役員報酬に関するデータベース等を参考に、当社の経営環境や各取締役の職責等を考慮した水準としています。
報酬構成	取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「賞与」及び「株式報酬」で構成します。 なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみで構成します。
報酬の決定	取締役の報酬は、指名報酬委員会において決議された支給基準に基づき、取締役社長執行役員が提案し取締役会が決定します。
基本報酬及び賞与	「基本報酬」及び「賞与」については、株主総会で決議いただいた年間報酬枠（使用人分給与含まず年間550百万円以内、うち社外取締役分50百万円以内）において、各取締役の職責及び前年度の会社業績（連結営業利益、連結経常利益等）に基づいて支給しています。 「基本報酬」は、歴月計算とし、原則として毎月25日に支給します。 「賞与」は、原則として対象事業年度終了後の６月末に支給します。
株式報酬	「株式報酬」については、「基本報酬」の15%～30%程度を標準とし、業績連動報酬部分（50%）と非業績連動部分（50%）に分類します。業績連動報酬部分については、会社業績の達成度等に応じて0%～200%の範囲内で変動し、非業績連動部分については、各取締役の職責等に応じて累積支給するものとします。また、中長期の業績を反映させる観点及び株主視点での経営意識を高める観点から、取締役への株式報酬の支給時期については退任時とします。 ＜主な内容＞ ・当社が拠出する金員の上限 対象期間である３事業年度で拠出する金員の上限は、合計310百万円とします。 ・本信託から取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 信託期間中に取締役に付与されるポイント（株式数）の総数の上限は195,000ポイント（株）であり、当社株式は、当社（自己株式処分）又は株式市場から取得予定。 ・業績達成条件の内容 業績連動ポイントは、各事業年度における業績目標等の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動します。業績目標等の達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益額、連結営業利益率及びROE等とします。 ・取締役に対する当社株式等の交付等の時期 退任後
報酬割合	「基本報酬」に対して「株式報酬」の報酬割合は、「基本報酬」の15%～30%程度を標準とします。 「賞与」は業績に連動する性質である為、報酬割合は設けておりません。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬及び賞与については、2018年６月27日開催の第122回定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分50百万円。使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該定めに係る取締役は11名（うち社外取締役は３名）です。業績連動型株式報酬は、対象期間である３事業年度ごとに、拠出額310百万円以内、取締役（出向者、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に付与するポイントを195,000ポイント以内（１ポイントにつき１株）と決議いただいており、当該定めに係る取締役は７名です。監査役の報酬については、2018年６月27日開催の第122回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいており、当該定めに係る監査役は５名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分		報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
			基本報酬	業績連動報酬等		
				賞与	業績連動型株式報酬	
取締役	社内	227	97	96	33	8
	社外	19	19	－	－	3
	計	246	117	96	33	11
監査役	社内	28	28	－	－	2
	社外	28	28	－	－	3
	計	56	56	－	－	5
合計		303	174	96	33	16

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役（役付でない取締役）の使用人分給与及び執行役員報酬は含まれておりません。

２．業績連動報酬等である賞与及び業績連動型株式報酬は、取締役（出向者、社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象としております（対象者数は、業績連動型株式報酬が７名、賞与が４名）。
なお、上記とは別に、取締役を兼務しない執行役員の給与として、業績連動型株式報酬制度に基づく報酬額31百万円（対象者数は12名）を費用計上しております。

３．賞与については、役員報酬の基本方針に則り、会社業績に連動する考え方の下、連結営業利益額及び連結経常利益額等を業績指標に選定しており、各取締役の職責に応じて支給額を決定しております。
なお、当事業年度を含む連結営業利益額及び連結経常利益額の推移は、１．（５）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

４．業績連動型株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度における連結売上高、連結営業利益額、連結営業利益率、自己資本利益率（ROE）等です。業績連動型株式報酬の額の算定方法及び当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標及び実績は、以下のとおりです。
業績連動型株式報酬＝業績連動部分0%～100%（役位別ポイント×業績連動指標係数：0%～200%）＋非業績連動部分50%

＜2025年３月期における目標及び実績（連結）＞

	目　標	実　績
売上高	950億円	1,009億円
営業利益	76億円	95億円
売上高営業利益率	8.0%	9.5%
自己資本利益率（ROE）	10.4%	13.7%

＜ご参考：2026年３月期における目標（連結）＞

	目　標
売上高	1,009億円
営業利益	100億円
売上高営業利益率	9.9%
自己資本利益率（ROE）	11.7%

５．当事業年度末現在の取締役は８名（内、社外取締役は３名）、監査役は４名（内、社外監査役は２名）であります。上記の支給人員数と相違しておりますのは、2024年６月26日開催の第128回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名と、監査役１名が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役中野秀代氏は、株式会社トリアスの代表取締役、第一工業製薬株式会社及び日進工具株式会社の社外取締役を兼務しております。当社は株式会社トリアスからIRツールの制作支援を受けております。第一工業製薬株式会社及び日進工具株式会社との間には特別な取引関係はありません。

・取締役松永祐明氏は、トーア再保険株式会社の取締役社長を兼務しております。なお、同社は当社の株主でありますが、その持株比率は、2.6%であります。また同社との間には特別な取引関係はありません。

・取締役野地彦旬氏は、横浜ゴム株式会社の名誉顧問、リコーリース株式会社及び河西工業株式会社の社外取締役を兼務しています。当社は横浜ゴム株式会社、リコーリース株式会社及び河西工業株式会社との間には特別な取引関係はありません。

・監査役中村匡秀氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社出身であります。当社と同行の間には、証券代行及び年金関連業務の取引関係があります。

・監査役中村健一氏は、中村健一公認会計士・税理士事務所の代表、株式会社ティムスの社外監査役、CREロジスティクスファンド投資法人の監督役員を務めております。当社はいずれの法人等との間にも特別な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（９回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　中野　秀代	13回	100%	—	—
取締役　松永　祐明	12回	92.3%	—	—
取締役　野地　彦旬	10回	100%	—	—
監査役　中村　匡秀	13回	100%	９回	100%
監査役　中村　健一	10回	100%	７回	100%

（注）１．上記取締役会とは別に、書面決議を４回行っています。
２．取締役野地彦旬氏は、2024年６月26日開催の第128回定時株主総会をもって取締役に就任したため、取締役会の開催回数は他の取締役と異なっております。
３．監査役中村健一氏は、2024年６月26日開催の第128回定時株主総会をもって監査役に就任したため、取締役会及び監査役会の開催回数は他の監査役と異なっております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役中野秀代氏は、社外取締役として独立した客観的視点で、IR・PRコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験及び知見に基づく専門的見地から発言する役割を期待されており、取締役会等において適宜必要な発言を行っております。

取締役松永祐明氏は、社外取締役として独立した客観的視点で、経営者としての豊富な経験及び知見に基づく専門的見地から発言する役割を期待されており、取締役会等において適宜必要な発言を行っております。

取締役野地彦旬氏は、社外取締役として独立した客観的視点で、研究開発・生産分野及び経営者としての豊富な経験及び知見に基づく専門的見地から発言する役割を期待されており、取締役会等において適宜必要な発言を行っております。

監査役中村匡秀氏は、社外監査役として独立した客観的視点で、金融機関における長年の経験及び知見に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。

監査役中村健一氏は、社外監査役として独立した客観的視点で、公認会計士及び税理士としての経験及び知見に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。

ハ. 社外役員の意見により決定された事業方針又はその他の事項の変更

該当する事項はありません。

ニ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役中野秀代氏、松永祐明氏及び野地彦旬氏、並びに監査役平井裕次氏、中村匡秀氏、安達美奈子氏及び中村健一氏との間で、会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
1．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
(1) 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	60百万円
(2) 公認会計士法第２条第１項以外の業務に係る報酬等の額	３百万円
2．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適切性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3．公認会計士法第２条第１項以外の業務に係る報酬等の内容は、当社株式の売出しに係るコンフォートレター作成業務に関するものであります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が必要と判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、安定した株主配当の維持を原則としたうえで財務状況や利益水準を総合的に勘案することを基本方針としております。

配当金については、中長期視点での持続的な成長に必要な投資を実行したうえで、配当性向やDOE（株主資本配当率）等の指標も勘案しながら、累進的配当方針の維持に努めます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、将来の事業展開などを総合的に勘案し、１株当たり51円とさせていただく予定です。なお、中間配当金として１株当たり29円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり80円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数につきましては、それぞれ表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**66,087**
現金及び預金	21,161
受取手形、売掛金及び契約資産	24,628
電子記録債権	3,481
製品	6,480
仕掛品	1,358
原材料	7,898
その他	1,183
貸倒引当金	△ 105
固定資産	**23,567**
有形固定資産	**12,663**
建物及び構築物	3,978
機械装置及び運搬具	1,300
土地	4,346
リース資産	1,217
建設仮勘定	1,199
その他	619
無形固定資産	**1,060**
ソフトウエア	623
のれん	145
その他	291
投資その他の資産	**9,844**
投資有価証券	5,280
退職給付に係る資産	660
繰延税金資産	2,041
その他	1,959
貸倒引当金	△ 98
資産合計	**89,655**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**23,055**
支払手形及び買掛金	3,865
電子記録債務	3,254
リース債務	318
未払金	4,927
未払法人税等	2,148
未成工事受入金	583
役員賞与引当金	96
工事損失引当金	243
製品補償引当金	162
その他	7,454
固定負債	**7,278**
リース債務	955
繰延税金負債	56
再評価に係る繰延税金負債	771
役員退職慰労引当金	9
役員株式給付引当金	240
退職給付に係る負債	5,086
資産除去債務	154
その他	3
負債合計	**30,333**
純資産の部	
株主資本	**54,373**
資本金	**3,798**
資本剰余金	**2,728**
利益剰余金	**49,681**
自己株式	**△ 1,835**
その他の包括利益累計額	**4,743**
その他有価証券評価差額金	2,471
土地再評価差額金	△ 663
為替換算調整勘定	1,789
退職給付に係る調整累計額	1,146
非支配株主持分	**204**
純資産合計	**59,321**
負債・純資産合計	**89,655**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**100,900**
売上原価		**63,747**
売上総利益		**37,153**
販売費及び一般管理費		**27,600**
営業利益		**9,553**
営業外収益		
受取利息及び配当金	190	
受取保険金	134	
雑収入	67	393
営業外費用		
支払利息	29	
売上割引	25	
支払手数料	33	
為替差損	116	
雑損失	5	210
経常利益		**9,736**
特別利益		
有形固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	483	489
特別損失		
有形固定資産売却損	1	
会員権売却損	0	
有形固定資産除却損	74	
投資有価証券評価損	0	77
税金等調整前当期純利益		**10,149**
法人税、住民税及び事業税	2,762	
法人税等調整額	△ 301	2,460
当期純利益		**7,688**
非支配株主に帰属する当期純利益		37
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,650**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,798	2,728	46,180	△ 4,561	48,145
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,537		△ 1,537
親会社株主に帰属する当期純利益			7,650		7,650
自己株式の取得				△ 170	△ 170
自己株式の処分		83		202	285
自己株式の消却		△ 2,695		2,695	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,611	△ 2,611		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,500	2,726	6,227
当連結会計年度末残高	3,798	2,728	49,681	△ 1,835	54,373

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,332	△ 641	1,697	1,202	4,592	173	52,911
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,537
親会社株主に帰属する当期純利益							7,650
自己株式の取得							△ 170
自己株式の処分							285
自己株式の消却							—
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	138	△ 22	91	△ 56	151	30	182
連結会計年度中の変動額合計	138	△ 22	91	△ 56	151	30	6,410
当連結会計年度末残高	2,471	△ 663	1,789	1,146	4,743	204	59,321

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**49,977**
現金及び預金	14,465
受取手形、売掛金及び契約資産	21,685
電子記録債権	3,475
製品	3,241
仕掛品	706
原材料	5,146
その他	1,266
貸倒引当金	△ 10
固定資産	**23,718**
有形固定資産	**8,773**
建物	2,545
構築物	308
機械及び装置	636
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	432
土地	3,746
リース資産	11
建設仮勘定	1,088
無形固定資産	**771**
ソフトウエア	482
その他	288
投資その他の資産	**14,173**
投資有価証券	5,139
関係会社株式	4,062
関係会社長期貸付金	750
長期未収入金	76
保険積立金	67
敷金	1,480
繰延税金資産	2,444
その他	229
貸倒引当金	△ 76
資産合計	**73,695**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**20,157**
支払手形	84
買掛金	2,036
電子記録債務	3,254
リース債務	2
未払金	4,664
未払費用	3,098
未払法人税等	1,867
未払消費税等	1,287
未成工事受入金	578
1年内返還予定の預り保証金	1,346
預り金	1,429
役員賞与引当金	96
工事損失引当金	243
製品補償引当金	162
その他	3
固定負債	**6,973**
リース債務	8
再評価に係る繰延税金負債	771
退職給付引当金	5,938
役員株式給付引当金	240
資産除去債務	12
その他	2
負債合計	**27,131**
純資産の部	
株主資本	**44,796**
資本金	**3,798**
資本剰余金	**2,728**
資本準備金	2,728
利益剰余金	**40,104**
利益準備金	672
その他利益剰余金	39,432
別途積立金	3,136
繰越利益剰余金	36,296
自己株式	**△ 1,835**
評価・換算差額等	**1,767**
その他有価証券評価差額金	2,431
土地再評価差額金	△ 663
純資産合計	**46,564**
負債・純資産合計	**73,695**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		**77,841**
売上原価		**50,935**
売上総利益		**26,905**
販売費及び一般管理費		**20,474**
営業利益		**6,430**
営業外収益		
受取利息及び配当金	839	
受取保険金	112	
雑収入	87	1,039
営業外費用		
支払利息	9	
売上割引	25	
支払手数料	33	
為替差損	91	
雑損失	10	170
経常利益		**7,300**
特別利益		
投資有価証券売却益	483	
抱合せ株式消滅差益	95	578
特別損失		
有形固定資産除却損	53	
会員権売却損	0	53
税引前当期純利益		**7,825**
法人税、住民税及び事業税	1,924	
法人税等調整額	△ 329	1,595
当期純利益		**6,230**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,798	2,728	―	2,728	672	3,136	34,215	38,024
当期変動額								
剰余金の配当							△ 1,537	△ 1,537
当期純利益							6,230	6,230
自己株式の取得								
自己株式の処分			83	83				
自己株式の消却			△ 2,695	△ 2,695				
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,611	2,611			△ 2,611	△ 2,611
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	2,080	2,080
当期末残高	3,798	2,728	―	2,728	672	3,136	36,296	40,104

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 4,561	39,989	2,312	△ 641	1,671	41,660
当期変動額						
剰余金の配当		△ 1,537				△ 1,537
当期純利益		6,230				6,230
自己株式の取得	△ 170	△ 170				△ 170
自己株式の処分	202	285				285
自己株式の消却	2,695	―				―
利益剰余金から資本剰余金への振替		―				―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			118	△ 22	96	96
当期変動額合計	2,726	4,807	118	△ 22	96	4,903
当期末残高	△ 1,835	44,796	2,431	△ 663	1,767	46,564

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

ホ　ー　チ　キ　株　式　会　社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齊　藤　直　人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　岸　貴　浩

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ホーチキ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホーチキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

ホ　ー　チ　キ　株　式　会　社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齊　藤　直　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　岸　貴　浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ホーチキ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第129期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換などの連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会、経営委員会、執行役員会、リスク管理・コンプライアンス委員会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役との定期面談や社外取締役との意見交換会を実施し、事業戦略に関わる事項や監査上の課題等に関する情報共有を行いました。また子会社については、経営委員会での子会社取締役等による職務の執行状況についての報告授受や子会社監査役等との定期連絡会議での意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして 会社法施行規則第100条 第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書 並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月13日

ホーチキ株式会社　監査役会

常勤監査役　平井裕次　㊞

常勤監査役(社外監査役)　中村匡秀　㊞

監査役　安達美奈子　㊞

社外監査役　中村健一　㊞

以　上

サステナビリティ

(1) ESG基本方針

ホーチキグループは、「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を経営理念に掲げています。

この実践を通じ、お客様や社会が抱える課題の解決に向け果敢に挑戦し続けることこそが、私たちの存在意義です。

私たちは、社会の皆様とともに成長し続ける企業であり続けたいと考えています。

持続的に事業を成長させ、安全・安心な世の中の構築に貢献し続けられる企業を目指します。

ESG基本方針：https://www.hochiki.co.jp/corporation/csr/esg/

推進体制

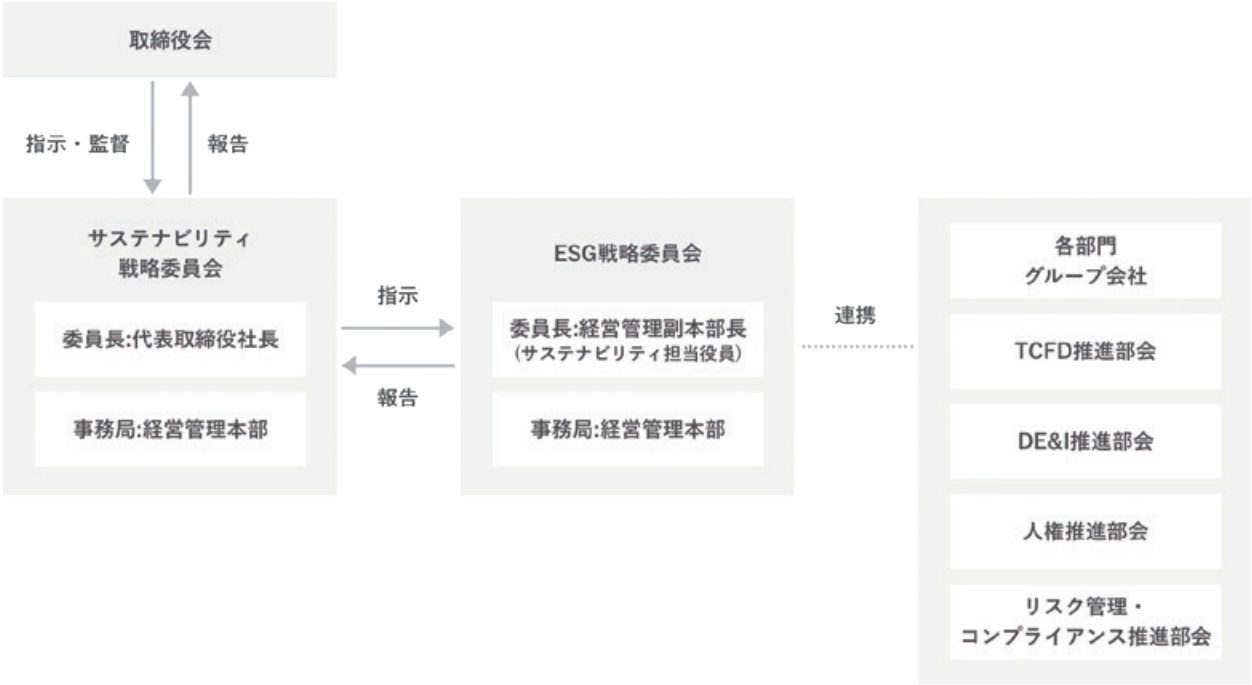

(2) マテリアリティ

当社グループは、経営理念と国際ガイドラインを踏まえ、ESG評価機関の要請、戦略的目標への整合性、そして社員からの意見を参考に、マテリアリティ（重要課題）を精査しました。当社の持続可能な成長と社会への貢献を確実なものにするためのマテリアリティを明確に特定し、全てのステークホルダーに対して透明性と責任を持った事業活動を推進します。

マテリアリティ

●地球温暖化への対応	グループ一体でカーボンニュートラルを目指す環境経営の実現
●DXによるイノベーションの加速	DX活用による生産性向上と競争力強化で長期的な事業成長を実現
●人権に関する取り組み強化	社内及びサプライチェーン全体を通じた人権尊重の徹底
●多様な人材の獲得と育成	DE&Iを基盤とした人材活用・教育の最適化
●グローバル経営推進のためのガバナンス強化	グローバル競争力の強化と強固なガバナンスフレームワークの確立

(3) ESGに関する取り組み

① 環境（Environment）

当社グループは、環境への取り組みとして「地球温暖化防止への貢献」を重点テーマに掲げており、「ホーチキグループ環境基本方針」を策定しています。

「ホーチキグループ環境基本方針」

基本理念

ホーチキグループは、環境問題を重要な経営課題のひとつとして位置付け、グローバルな事業活動を通じて地球環境の保全に取り組むとともに、多様なステークホルダーと連携し持続可能な社会の実現に貢献します。

行動指針

1. 気候変動の緩和や脱炭素社会の形成に向けて、サプライチェーン全体で温室効果ガスの削減に努めます。
2. 生物多様性・生態系・水資源の重要性を認識し、自然環境への影響に配慮します。
3. 環境保全に関する国際的な宣言や事業展開している国と地域の環境関連法令等を順守します。
4. 省資源、省エネルギーに取り組み、廃棄物の削減や資源の有効活用に努めます。
5. 積極的に情報を発信し、地域社会をはじめステークホルダーとの対話を推進します。

②社会（Social）

当社グループは、社会への取り組みとして、「誰もが活躍できる社会づくり」「健康で豊かな生活への取り組み」「グローバル社会との共生」「DXによる現場のスマート化推進」を重点テーマに掲げています。

誰もが活躍できる社会づくり

多様な人材がイキイキと活躍するためには、多様な働き方に適した就業環境の整備や能力向上機会の創出が欠かせません。私たち自身の職場環境をさらに良くしていくことは、誰もが活躍できる社会づくりにもつながると考えています。

「各種支援制度の活用率」や毎年実施しているエンゲージメントサーベイにおける「自己成長」と「ワークライフバランス」に関する項目を主要KPIとして掲げ、施策を展開しています。

健康で豊かな生活への取り組み

心身の健康が保たれ、ワークライフバランスが実現されていることは、生きる活力や働く活力につながります。また、私たちホーチキグループが持続的に成長し続けていくためには、従業員一人ひとりが健康であり続けることが必要不可欠です。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでまいります。

グローバル社会との共生

国際社会・地域社会の一員として、地域に根付いた活動を推進しています。

2011年に発生した東日本大震災では、広範囲で被害が発生しました。宮城事業所を持つ企業として、復興支援と地元への感謝の念を伝えたいとの想いを実現するため、宮城県名取市で行われている「海岸林再生プロジェクト10ヵ年計画」に継続的に参画しています。また、近年、日本国内は自然災害が増加している状況にあり、災害時において地域社会への貢献ができるように努めています。

さらに、将来を担う子どもたちに学習の機会を提供することは、火災防災の発展に寄与するという考えのもと、2018年度から継続的に教育イベントを実施しています。

DXによる現場のスマート化推進

研究・開発、製造、販売、設計・施工、メンテナンス、設備更新、コンサルティングまでの一貫体制で、安全・安心というテーマを追求し続けています。

顧客価値を創造するそれぞれの“現場”業務を最新技術の活用によって効率化することは、労働負荷を軽減し生産性を向上させることにつながるとともに、事業の成長や従業員一人ひとりのワークライフバランスの実現にもつながります。今後さらに取り組みを加速し、現場のスマート化を推進してまいります。

③ガバナンス（Governance）

当社グループは、グループ共通の経営理念として「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を掲げ、防災事業を核とする企業活動を通して、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指した経営を展開しています。その実現のためには、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識の下、コーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重することを基本の方針に置き、株主の皆様を始めとするステークホルダーとの間に良好かつ信頼ある関係を構築することが、経営上の重要課題の一つであると考えています。

ガバナンス体制の概要

当社は、本株主総会において第２号議案以降の各議案をご承認いただきますと、監査等委員会設置会社に移行し、新しいガバナンス体制となります。

また、執行役員制度の導入、指名報酬委員会等の設置など、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を志向し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えてまいりました。

取締役会は定期開催し、社外取締役４名を含む全取締役８名で構成されることとなります。また、必要に応じ、経営会議及び執行役員会を開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、代表取締役及び業務担当取締役の業務執行状況の監督を行っています。なお、社外取締役はいずれも独立社外取締役であり、うち２名は女性であります。

また、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を設置し、指名・報酬に関する事項等について議論の上、必要に応じて取締役会に答申を行うこととしています。なお、同委員会は、代表取締役２名、独立社外取締役４名の体制とすることとなります。

コーポレート・ガバナンス体制図

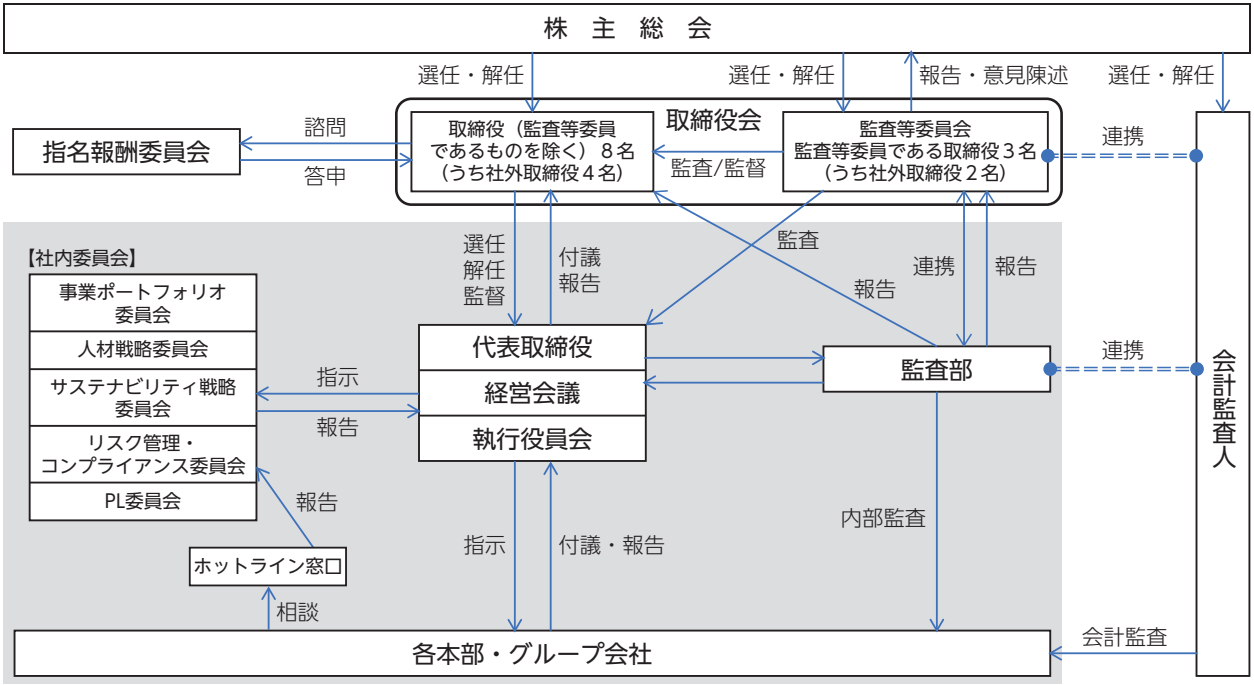

（注）本総会において、第2号議案以降の各議案をご承認後の体制図となります。

商品説明会のご案内

当社取扱商品をショールームでご紹介します。歴史的な設備から最新技術を導入したシステムまで、「見て・触れて・体験して」いただけるスペースです。

当社のアテンダントが分かりやすくご説明させていただきます。当社取扱商品のさらなるご理解を賜れば幸いです。

火災報知 システム製品	GR型防災監視盤、防災表示装置、非常放送、感知器等 無線式自動火災報知設備　エア・シリーズ P型1級受信機 共同住宅用一体盤システム 超高感度煙監視システム 特定小規模施設用自動火災報知設備他
消火システム製品	小規模放水銃システム
セキュリティ製品	入退室管理システム id·Technoシリーズ
防災クラウドサービス	HOCHIKI as a Service
歴史展示コーナー	MM式受信機、発信機など

会　　場
ホーチキ株式会社
別館１階ショールーム

開始時間
総会終了後（約10分後から）

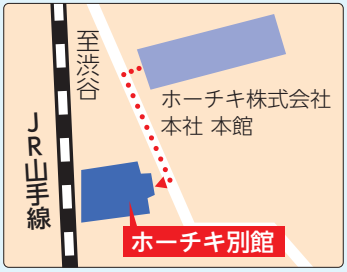

是非ともお立ち寄りください

株主総会会場ご案内図

日　時　2025年６月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

会　場　ホーチキ株式会社　本社　本館５階会議室
東京都品川区上大崎二丁目10番43号
電話　03（3444）4112

ご来場にあたり、お手伝いや配慮が必要な場合は、事前にご連絡ください。

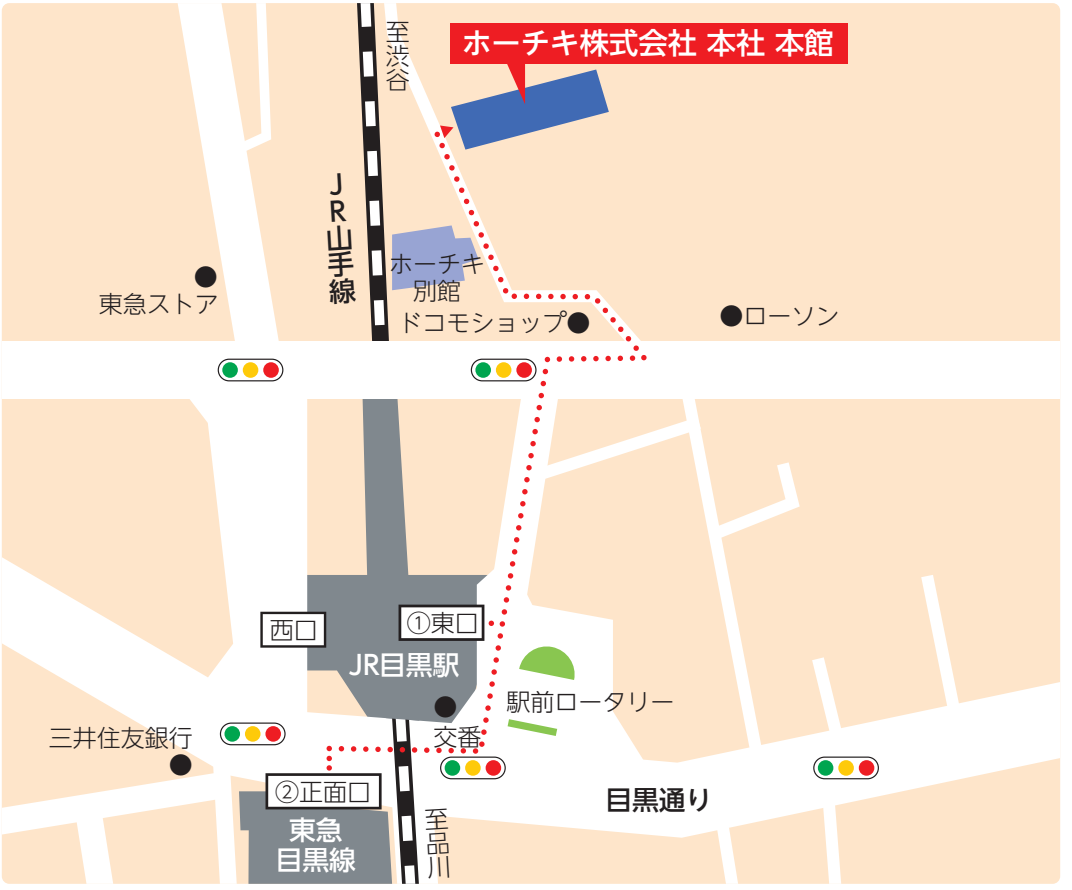

最寄駅　①JR山手線「目黒」駅東口より徒歩にて約５分
②東急目黒線・地下鉄南北線・三田線「目黒」駅正面口より徒歩にて約７分

UD FONT
FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK